

# 修 繕 仕 様 書

- 1 業務名 当新田浄化センターNo.2 移送コンベア修繕
- 2 履行場所 岡山市南区当新田488番地4 当新田浄化センター
- 3 履行期間 契約日から令和8年12月25日まで
- 4 図 面 別紙のとおり

## 5 業務詳細 (適用)

第1条 この仕様書は、当新田浄化センターNo.2 移送コンベア修繕に適用する。  
(準拠規格)

第2条 この修繕契約後は、仕様書・図面（以下、設計図書という）に従い、既設構造部分に合わせ、本来の機能を回復するように、優秀な技術で修理するものとする。なお、設計図書等に疑問を生じた場合は、岡山市監督員と協議すること。この修繕業務施行において、設計図書等に記載されていない事項については次の文献等によること。（最新版）

- ・下水道用機械・電気設備工事一般仕様書 (岡山市)
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） (国土交通省)
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） (国土交通省)
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） (国土交通省)
- ・その他関連法規など

### (施工管理)

第3条 受注者は、修繕業務の施工について技術上の管理を行う業務責任者を定めなければならない。なお、業務責任者は、修繕中は現場に常駐しなければならない。また、作業は原則として当該施設の休業日に実施するものとし、運転管理に支障をきたさないこと。複数の週をまたぐ工程となる場合は、その間の営業日には当該設備が稼働できる状態とすること。

### (機器・寸法・配置)

第4条 設計図書に記載する寸法及び配置は参考とする。この修繕業務施工にあたっては、十分な現地調査の上行うこと。なお、機器の目的及び機能並びに維持管理において、設計・仕様の変更が適切と思われる場合は、岡山市監督員の承認を得た後変更すること。

### (機器・材料の選定)

第5条 この修繕業務に使用する機器・材料等で、「支給品」・「再使用品」等の明示のない物はすべて新品を受注者において準備するものとする。特に指示する製品については、岡山市の製品指定に従うこと。また、同一の機器及び器具は、完全な互換性を有するものでなければならない。なお、特に明示のない製品については、市場において優良と認められ、それぞれの目的に最も合致し、均衡を得た製品であること。J I S等の規格に制定されているものは、これに適合しなければならない。

### (工程管理)

第6条 受注者は、この修繕業務の円滑な進行と通常運転管理作業に対し、支障を招くことのないよう、工程及び現場管理を適切に行うこと。また、必要により岡山市監督員と工程等の会議を行うこと。

(損傷部補償)

第7条 この修繕業務施工に際しては、既設構造物、機器等を損傷しないよう十分注意すること。  
万一損傷した場合は、同程度以上の資材を用いて速やかに無償で原状回復を図ること。

(災害防止等)

第8条 この修繕業務施工にあたっては、現場作業従事者の災害防止対策に十分注意すると共に、労働基準法及び労働安全規則等の作業保安規定に違反することのないよう特に留意すること。資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が行うこと。資格必要作業の実施については、あらかじめ岡山市監督員に資格保有者である旨の証書の写し等を提出し、その承認を得ること。

(材料検査)

第9条 この修繕業務に使用する器具及び材料等はすべて現場搬入時に、岡山市監督員の検査を受け、これに合格しなければならない。

(廃棄物処理)

第10条 この修繕業務により発生する撤去品、廃棄物等は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により許可を受けた最終処分場で、適正に処分すること。

(検査・試験)

第11条 この修繕業務完了後は、速やかに岡山市監督員の立ち合いのもと、各部の機能性能試験を行い、これに合格した後完成通知書を提出し、岡山市検査員の検査を受けるものとする。なお、この完了検査には、受注者または業務責任者が立ち合うこと。

(清掃・跡片付け)

第12条 受注者はこの修繕業務施工にあたり、現場の整理整頓・跡片付け及び清掃を行い、清潔な良い作業環境の保持に細心の注意を払うこと。

(竣工及び引渡し)

第13条 この修繕業務目的物の受け渡しは、前条の完了検査に合格した時点とする。したがって、受け渡し完了までの修繕目的物の保管の責任は受注者が負うものとする。ただし、社会通念上、受注者の責に帰する理由でないと認められる場合はこの限りではない。なお、受け取り前においても、維持管理上、修繕目的物の全部または一部を岡山市が受注者の同意を得て使用できるものとする。

(保証書期間)

第14条 この修繕業務の保証期間は、受け渡し後1年間とする。ただし、ヒューズ等消耗部品はこの限りではない。万一、保証期間中に受注者の責に帰する理由によって事故が発生した場合は、受注者はただちに改良・補修・交換等適切な措置を無償で講じること。

(提出書類)

第15条 受注者は、岡山市契約規則等に定める次の書類を速やかに提出すること。

1. 契約締結時に提出する書類

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 課税事業者届出書 | 1部 |
| (2) 契約書      | 2部 |

2. 修繕業務の着手前に提出する書類

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 業務責任者届           | 1部 |
| (2) 修繕工程表            | 1部 |
| (3) 修繕着手届            | 1部 |
| (4) 解体等工事に係る事前調査説明書面 | 1部 |
| (5) 石綿含有建材事前調査報告書    | 1部 |

(請負代金額100万円以上かつ環境省公示の工作物が対象)

3. 修繕業務の履行中に提出する書類

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 下請負届出書（下請負を行う場合のみ） | 1 部 |
| (2) 納入仕様書（監督員の指示による）   | 1 部 |
| 4. 修繕業務の完了後に提出する書類     |     |
| (1) 修繕施工写真（カラー）        | 1 部 |
| (2) 修繕報告書              | 1 部 |
| (3) 修繕業務完成通知書          | 1 部 |
| 5. その他岡山市監督員の指示するもの    |     |

（施工範囲）

第16条 この修繕業務の施工範囲は、次のとおり。

1. 施工内容

部品交換（数量総括表、および図面で示した部品を交換）、試運転調整

2. 機器仕様

型 式 : ベルトコンベア

仕 様 : 16m<sup>3</sup>/h、ベルト幅400mm

出 力 : 1.5kW

（石綿含有建材の事前調査）

- 第17条
1. 受注者は、本業務の対象となる建築物・工作物において、大気汚染防止法（以下「法」という。）第18条の15第1項に基づき石綿の含有の有無についての事前調査を実施し、監督員に書面にて調査結果の説明を行うこと。また、法第18条の15第6項に基づき事前調査結果を遅滞なく都道府県等へ報告すること。
  2. 受注者は、事前調査結果を都道府県等へ報告を行ったことを証明する書類を監督員に提出し、修繕に着手すること。
  3. 事前調査は、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録されている者により行うこと。ただし、工作物の事前調査にあつては対象となる工作物の専門知識を有する者をもって代わりとすることができる。
  4. 事前調査の結果、本修繕が法第2条第12項に規定する特定工事に該当することが判明した場合、速やかに監督員へ報告すること。また、法第18条の15第2項に基づく協力が必要な場合は監督員に通知すること。
  5. 特定工事の実施の際は、当該工事に係る石綿作業主任者（石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。）を選任し、法第18条の14に規定する作業基準を遵守すること。
  6. 受注者は法第18条の15第5項に基づき事前調査結果等報告書の写しを現場に備え置き、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示すること。
  7. 受注者は、アスベストに係る調査・報告のほか大気汚染防止法、石綿障害予防規則その他関係法令で定められた規定を遵守するとともに、必要な届出等は遅滞なく提出すること。

- 6 その他 支払は完了検査合格後一括払いとし、請求書受理から30日以内とする。